

総合病院中津川市民病院院内売店及び食堂運営事業者選定プロポーザル (再公募) 実施要領

1 目的

総合病院中津川市民病院の院内売店及び食堂の運営について、病院施設の有効活用を図るとともに、病院利用者へのサービス向上と病院職員の福利厚生に寄与することを目的に、公募型プロポーザル方式により運営事業者を選定するものである。

2 場所

中津川市駒場 1522 番地の 1 総合病院中津川市民病院内

3 運営事業内容及び仕様

運営事業者は、病院利用者及び病院職員が利用する院内の売店（自動販売機を含む）及び食堂を運営すること。運営にあたっては、総合病院中津川市民病院院内売店及び食堂運営事業仕様書（別紙）（以下「仕様書」という。）に基づき運営者が企画提案した内容で行うこと。

4 売店及び食堂の運営根拠

地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号及び中津川市行政財産の使用許可及び貸付契約事務の取扱いに関する基準第 9 条に基づく行政財産の貸付により運営する。

ただし、食堂においては営業時間外は病院職員が会議等の業務に使用することができるものとし、貸付期間中もその利用権が排他的に運営者に帰属するものではないものとする。

5 貸付期間

売店：令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日（5 年）

食堂：令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日（5 年 5 か月）

6 公募参加資格

- (1) 中津川市から入札参加資格指名停止措置を現に受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員及び相手方がそれらと知りながら契約を締結している者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 過去 1 年間に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）等関係法令による行政処分を受けていないこと。
- (6) 市民税、法人税、消費税及び地方消費税の未納がないこと。
- (7) 仕様書の内容を実行できる資力、能力等を備えていること。
- (8) 医療機関において売店又は食堂の運営実績を有すること（フランチャイズ経営を含む）。

7 公募スケジュール

- (1) 公募開始 令和5年3月8日(水)
- (2) 質疑書提出期限 令和5年3月17日(金)
- (3) 参加申込書及び企画提案書提出期限 令和5年3月22日(水)
- (4) プレゼンテーション実施 令和5年3月下旬予定(参加者へ別途通知)
- (5) 選定結果通知 プレゼンテーション実施後7日以内

8 公募参加手続き

(1) 参加申込書及び企画提案書の受付

- ・公募に参加を希望する者は、下記のとおり参加申込書及び企画提案書を作成し提出すること。

提出期限	令和5年3月22日(水)まで
提出方法	持参又は郵送(郵送の場合は書留郵便に限る) ※郵送の場合は提出期限までに必着のこととし、持参による提出の場合は、平日の8:30~17:15に限り受付します。
提出先	〒508-8502 岐阜県中津川市駒場1522番地の1 総合病院中津川市民病院 総務人事課
提出書類	①参加申込書(様式第1号) ※次の書類を添付すること ・暴力団排除に関する誓約書(様式第2号) ・商業登記簿謄本(個人の場合は身分証明書)の原本 ・定款及び企業パンフレット等(法人の場合のみ) ・市民税、法人税、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する納税証明書又は完納証明書(写し可) ・経営状況を示す資料(直近2か年分の貸借対照表、損益計算書等の写し)(個人にあっては直近2か年分の所得税確定申告書の写し) ・営業に関する資料(提案する企画に応じた資格・免許等の写し等) ・業務実績届出書(様式第3号) ・公共施設又は医療機関での運営実績が分かる契約書・許可書等 ②企画提案書 ・企画提案書表紙(様式4号) …1部 ・企画提案資料…10部 ・企画提案書のデータを記録したCD・DVD等のメディア(プレゼンテーションにパソコンを使用する場合。) ※中津川市民病院院内売店及び食堂運営事業者選定プロポーザル実施要領(以下「要領」という。)の「10 提案項目及び評価のポイント」に基づいて資料を作成すること。 ※様式は任意とする。ただしサイズはA4で、評価項目ごとに2ページ程度とする。

(2) 質疑回答について

- ・要領及び仕様書について質疑がある場合は、下記のとおり質疑書を提出すること。

提出期限	令和5年3月17日(金)まで
提出方法	質疑書(様式第5号)に記載のうえ、電子メール又はファックスにより送付すること。
提出先	E-mail:nmgh-jimu@city.nakatsugawa.gifu.jp FAX 番号:0573-65-6445
回答方法	すべての質疑と回答を取りまとめて、市ホームページに掲載予定

(3) 設置場所の現地確認について

- ・公募への参加にあたり売店及び食堂の現地確認が必要な場合は、事前の申し出により協議のうえ決定した日時に限り可能とする。ただし、質疑書提出期限の3月17日までに行うこととする。
- ・新型コロナウイルス感染症まん延防止対策として、1応募者あたり原則1度のみ可能とし、最小限の人数で行うこと。
- ・現在運営している事業者の営業の妨げにならないよう配慮すること。

(4) プレゼンテーション及びヒアリング

- ・公募に参加をする者は、市が別に定める構成員によって組織する選定委員会へのプレゼンテーションを下記により実施すること。

日時	令和5年3月下旬予定 ※詳細は別途参加者へ通知する
実施場所	中津川市民病院5階講義室(予定) ※詳細は別途参加者へ通知する
説明時間	企画提案書の説明(20分以内) 質疑応答(10分程度)
備考	<ul style="list-style-type: none">・プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。・出席者は3名までとする・企画提案書に添付した資料の差替えや、追加資料の当日提出は認めない。・パソコンを使用した提案説明も可能とする。ただし、企画提案書に添付の資料と同一内容をスクリーンに投影するための使用に限る。・パソコン、プロジェクター及びスクリーンは当院で用意したものを使用すること。パソコンで提示する内容のデータは、CD・DVD等の記録メディアに複製の上、企画提案書とともにあらかじめ提出すること。当日は、記録メディアによって提出されたデータを病院のパソコンのデスクトップ上に保存しておくので、それを展開して使用すること。

(5) 失格要件

- ・参加申込書受付後次のことが判明した場合は、公募参加者を失格とし、企画提案書を無効とする。

- ①提出書類による公募参加資格の審査の結果、この要領に定める資格要件を満たさない場合。
- ②提出書類に虚偽の記載があるものや、書類作成及び提出方法についてこの要領に定める内容に違反した者の企画提案書は無効とする。
- ③プレゼンテーション及びヒアリングについて、定められた日に欠席した者の企画提案は無効とする。
- ④評価及び選定結果に影響を及ぼす不正行為をした者の企画提案書は無効とする。

(6) 参加申込書提出後の辞退について

- ・参加申込書を提出した後にこの公募を辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を提出すること。

(7) 注意事項

- ・提出書類の内容に関して確認又は問合せを行う場合や要領に明記されていない追加の資料を求める場合があり、それに対して公募参加者は協力すること。
- ・現地確認、書類提出及びプレゼンテーション参加に関する費用は公募参加者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・提出された書類は今回の運営事業者選定以外の目的では使用しない。ただし、中津川市情報公開条例（平成25年12月25日条例第28号）に基づき公開する場合がある。
- ・提出書類及び添付書類は一括で提出し、一部分の提出や提出後の追加修正は原則認めない。
- ・本プロポーザルの実施に関してこの要領に規定されていないことが発生した場合は、事務局が選定委員会と協議して決定するものとする。

9 評価及び選定方法

- (1) 評価は、企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリング内容について選定委員会の構成員が、提案項目を評価基準により採点して行う。
- (2) 評価の過程は非公表とし、採点結果に対する異議申し立てはできないものとする。
- (3) 評価の結果、最も点数が高かった者を最優秀企画提案者とし、最優秀企画提案者は運営事業者の候補として優先交渉権を得るものとする。
- (4) 提案者のいずれもが選定委員会が求める最低評価点（60点）に達していない場合は、最優秀提案者を決定しない。
- (5) 参加者が1者のみの場合でも本プロポーザルは成立するものとする。
- (6) 最高点の者が複数ある場合は、提案項目の施設使用料についてより高い点数の者を最優秀提案者として決定する。
- (7) 最優秀企画提案者が優先交渉権を辞退して契約に至らなかった場合は、次順位の者が最低評価点を上回っていれば優先交渉権を得るものとする。

10 提案項目及び評価のポイント（評価点100点満点 それぞれの項目の（）内は配点）

(1) 事業者の概要（10点）

会社概要、企業理念、他施設での実績

(2) 運営の基本コンセプト（20点）

コンセプト、店舗レイアウト、イメージ、客席の配置、店舗内の導線

(3) 運営体制 (20 点)

運営に関する組織体制 (フランチャイズ加盟の場合その内容)、安全衛生管理体制、従業員の配置・教育、営業日・営業時間

(4) 販売商品、提供メニュー及びサービス (20 点)

売店の商品、食堂のメニューの内容、その他提供サービスの内容、提供価格

(5) 施設使用料 (10 点)

基本月額及び売上げに対する使用料率

(6) 病院への貢献、協力 (10 点)

病院への貢献、大規模災害発生時等の協力体制、節電、環境負荷低減の取組み等

(7) その他 (10 点)

仕様書記載以外の独自サービスの提供、意欲、積極性、その他アピールポイント等

1 1 選定結果の通知及び公表について

- (1) 選定結果及び評価点については、全参加者にプレゼンテーション及びヒアリングの開催から 7 日以内に文書で通知する。
- (2) 選定結果については市ホームページ上で公表する。

1 2 事務局

- ・本プロポーザルに関する事務局は下記のとおりとする。

〒508-8502 岐阜県中津川市駒場 1522 番地の 1

総合病院中津川市民病院 総務人事課

TEL : 0573-66-1251 Fax : 0573-65-6445

Email: nmgh-jimu@city.nakatsugawa.gifu.jp